平成２８年（フ）第２３７９号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ19棟108号
破産者　小早川　渉
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７１号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―1305号　スタービル藤崎
破産者　栗原　義也
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
川崎市川崎区四谷上町12番５号　ボヌール大師公園　10―Ｂ、前住所横浜市緑区十日市場町1079番地　御幸荘102号
破産者　橋本　順治（旧姓山根）
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
川崎市川崎区大島１丁目11番９号　ＲＥＬＡＣＩＯＮ　２階
破産者　桂賢人こと　ＳＯＮＧ　ＫＥＮＮＹ　ＣＨＵ
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
新潟市南区松橋104番地８
破産者　水野　直敏
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８９号
新潟市中央区近江３丁目14番17号　近江ロイヤルハイツＤ棟203号、住民票上の住所千葉県市原市能満298番地１　大和ヒルズ205
破産者　杉本　勝義
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５０号
新潟県新発田市中曽根町３丁目９番16号　レオパレスハーモニー　106、開始決定時の住所新潟市江南区元町２丁目４番10号　レオパレスニプルワート108号
破産者　神田　宏之
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６３号
新潟市南区根岸475番地　ソレイユベル102号
破産者　齊藤　詠子
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
福井県小浜市生守第13号10番地の５
破産者　和久田　博
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２７９号
静岡県沼津市米山町２番47号
破産者　堀内　直人
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
愛知県碧南市鶴見町６丁目27番地　オレンジハイツ205号
破産者　板倉　直行
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
奈良県五條市五條２丁目８番16号
破産者　杉中　美和
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満30番地８
破産者　松本　和彦
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第３１０号
高知県香南市野市町本村140番地29
破産者　釣井　元晴
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目５番10号
破産者　牛牧　真一
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1391番地１　フレグランスＫＮ　Ｃ棟102
破産者　中附　浩樹
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市万津町７番８号
破産者　松尾　正利
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８４０号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目232番地　ラ・セゾンプラザ301
破産者　寺田千惠子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係